

国 指 定 剣 山 山 系 鳥 獣 保 護 区
指 定 計 画 書 (区域の拡大)
(案)

平成 21 年 月 日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

剣山山系鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

徳島県所在国有林徳島森林管理署吉野川森林計画区16から19まで及び23から27までの各林班、28林班に及びほの各小班、29から32までの各林班、33林班ろ₂からろ₅まで、は、に、へ及びイの各小班、34林班ろ₁からろ₃、に及びほの各小班、35林班に、ほ、へ及びイの各小班、36から50までの各林班、118から121までの各林班、131林班ろ、に及びへの各小班、132林班、139林班はからほまで、とからるまで、イ及びロの各小班、那賀・海部川森林計画区133から135林班、140林班、三好市東祖谷官行造林地8林班、民有林三好森林計画区東祖谷712から715までの各林班及び720林班口1及びロ2の各小班、721林班ホ及びへの各小班、民有林美馬森林計画区美馬市一宇247林班、248林班ニ1及びヘ1の各小班、民有林美馬森林計画区美馬市木屋平555から562までの各林班、民有林那賀森林計画区那賀町木沢421イ1、ロからニまでの各小班、422から431までの各林班、432林班イ1からイ3まで、イ4の2及びイ4の3（那賀町道剣山線以西の区域に限る。）の各小班、433林班イ1の1、イ1の2、イ1の4及びイ1の5（那賀町道剣山線以西の区域に限る。）の各小班、434林班イ1、イ2及びイ4の各小班、民有林那賀森林計画区那賀町木頭732から751までの各林班、793から794までの各林班、795林班イ2からイ5までの各小班並びに高知県所在国有林高知中部森林管理署高知森林計画区31から37までの各林班、38林班はからほまで、と、ち及びイの各小班、54林班ほ、ち、ぬ及びイの各小班、55林班ろ₂、と、たからむまで、お、く及びイの各小班、62林班及び63林班の区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成21年11月1日から平成41年10月31日まで（20年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、四国山地東部の徳島県と高知県の県境に位置し、四国第二の高峰である剣山を中心に、東はにくぶち谷や権田山、西は天狗峠、北は丸笹山や赤帽子山、南は石立山や高ノ瀬峠などの壮年期の急峻な山々と変化に富んだ深い谷からなる標高概ね1,000m以上の四国を代表する自然豊かな地域である。植生的には、ブナを中心とした落葉広葉樹林、その上部にはダケカンバ、コメツガ等が現れる針広混交林、その上部にシコクシラベ等を中心とする亜高山帯植生、さらに稜線部には、ミヤマクマザサを中心としたササ原が発達するなど多様な植生が見られる。このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省作成のレッドリストにおける絶滅危惧ⅠB類のクマタカ、絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサを始めとする多くの猛禽類やゴジュウカラ等90種が確認されている。哺乳類で

は、環境省作成のレッドリストにおいて、絶滅のおそれのある地域個体群に掲載されているツキノワグマや天然記念物に指定されているカモシカ、ヤマネ等38種が確認されている。

このように、当該区域は、クマタカ等の猛禽類やツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を含む多様な鳥獣の生息地として重要な区域であることから、当該区域を大規模生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

管理方針

- 1) 大規模生息地の保護区として、クマタカ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めとし、地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図るため、適切な管理に努める。
- 2) 違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、環境省職員及び鳥獣保護区管理員による定期的な巡視を行う。
- 3) 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発に取り組む。
- 4) 鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、近年、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物であるソウシチョウの生息が確認されているため、その生息動向を監視する。
- 5) 当該区域は、剣山国定公園の指定区域と重なる部分が多いことから、国定公園の管理との協力連携を図る。
- 6) 当該区域一帯では、ニホンジカが農林業や生態系に被害を及ぼしていることから、関係地方公共団体や関係機関等と連携協力を図り、県が策定する特定鳥獣保護管理計画に基づき、適正な個体数に誘導する等適切なニホンジカの保護管理に努める。

3 区域拡大の理由

当該鳥獣保護区は、大規模生息地の保護区として行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めとした多様な鳥獣を保護するため昭和44年11月1日に指定され、その後、20年毎に更新を行ってきている。現行指定期間は、平成21年10月31日で満了することとなっているが、引き続き、鳥獣の良好な生息地となっており、生息種も多種多様であることから継続して国指定鳥獣保護区として保護を行う必要がある。

このような中、近年、環境省作成のレッドリストで絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されているツキノワグマが、これまでの鳥獣保護区の区域を越えて広範囲に生息していることが明らかになったことから、これらの区域についても国指定鳥獣保護区として保護する必要があるため、区域を拡大して指定を行うものである。

4 指定する国指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 11,817 ha (10,139 ha)

内訳

ア 形態別内訳

林 野	11,817 ha (10,138 ha)
農耕地	— ha
水 面	— ha
その他	0 ha (1 ha)

イ 所有者別内訳

国有地	5,976ha (6,079 ha)
国有林	林野庁所管 5,976ha (6,079ha) 文部科学省所管 — ha
国有林以外の国有地	— ha
地方公共団体有地	499ha (324ha)
私有地等	5,343ha (3,736ha)
公有水面	— ha

都道府県有地 334ha (256ha)
市町村有地等 164ha (68ha)

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	— ha	自然環境保全地域特別地区 — ha 自然環境保全地域普通地区 — ha
自然公園法による地域 (剣山国定公園)	8,558ha	特別保護地区 — ha 特別地域 8,231ha 普通地域 327ha
文化財保護法による地域	434ha	

5 指定する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、徳島県美馬市、三好市、那賀郡那賀町、美馬郡つるぎ町及び高知県香美市に所在し、四国第二の高峰である剣山を中心に、東はにくぶち谷や権田山、西は天狗峠、北は丸笹山や赤帽子山、南は石立山や高ノ瀬峠など比較的高い標高域から県境稜線を跨ぐ自然豊かな区域である。

イ 地形、地質等

当該区域は、徳島県鳴門市から吉野川に沿って東西に、さらに愛媛県伊予市にぬける中央構造線の南側にあたる外帯に位置し、壯年期の急峻な山々と変化に富んだ深い谷が見られる標高が概ね1,000m以上の高標高地である。地層は、中央構造線に平行する御荷鉢構造線、仏像構造線によって区切られ、北から緑色片岩類などを中心とする三波川帯、古生代の砂岩、泥岩の互層に蛇紋岩等が局的に見られる秩父累帯及び白亜紀の砂岩、泥岩が見られる四十万帯が見られる。

また、土壤は、最も広い範囲において褐色森林土がみられ、三嶺、剣山等の急峻な尾根や急傾斜地では岩屑土が分布し隣接してポドゾル化土壤が見られる。

ウ 植物相の概要

当該区域は、標高約1,000～1,200m以上に見られるブナにウラジロモミ等が混生するブナ林と林床のスズタケ等のササ類が優占するスズタケーブナ群落が最も広い面積を占め、次いでスギ、ヒノキの植林がみられ、これら2つの群落で全体の7割を占めている。また、比較的多く見られる群落として、タラノキークマイチゴ群落、クリーミズナラ群落、イヌシデーアカシデ群落があり、稜線沿いにはミヤマクマザサ群落、ダケカンバ群落が認められる。

なお、ニホンジカの採食によりキレンゲショウマ等の希少植物やカンスゲ、スズタケの減少が確認されている。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類では生態系の頂点に位置するクマタカ等の大型猛禽類が生息しているほか、ゴジュウカラをはじめ、コガラ、ヒガラ、アオゲラ、コゲラ、キビタキ、オオルリ、トラツグミ等32科90種の生息が確認されている。哺乳類では環境省作成のレッドリストに絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されているツキノワグマの生息が四国で唯一確認されているほか、ニホンカモシカ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、キツネ、タヌキ、アナグマ、ヤマネ等16科38種の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域では、ニホンジカによるウラジロモミ、ミズキ、ダケカンバ、ナナカマドなどへの樹皮剥ぎ等による被害が発生している。周辺地域においても、スギ、ヒノキなどの人工林への被害やユズ、茶、水稻、野菜類などへの被害が増加している。その他、ニホンザルによる野菜類、ユズ等への被害のほか、イノシシによるタケノコ、水稻、穀物類、芋類などの農作物被害が増加してきている。

- 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

- 7 国指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項
①鳥獣保護区用制札 30 本
②案内板 3 基